

鹿角市告示第43号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約業務について、鹿角市財務規則（平成11年規則第12号）第114条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約する内容（契約前公表）

（1）契約に係る役務の名称、数量等	役務名称：平成31年度 県広報紙及び県議会広報紙の仕分け業務 数量：12,400部（10回）
（2）契約の相手方に必要な資格	特になし
（3）契約の相手方の決定方法	契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の範囲内であるか確認し、契約する
（4）見積書の提出期限	提出期限：平成31年4月5日（金）17時15分 提出先：総務部政策企画課政策推進班

平成31年4月4日

鹿角市長 児 玉 一

**平成31年度 秋田県広報紙及び秋田県議会広報紙
の仕分け業務にかかる仕様書**

仕分け回数	① 秋田県広報紙 年間6回（5・7・9・11・1・3月号） ② 秋田県議会広報紙 年間4回（4月・7月・10月・1月予定） *②は印刷の都合により配付月が変更になる場合があります。
規 格	A4判
輸 送 部 数	12,400部
仕分け部数	毎月別途通知する
納 入 方 法	鹿角市役所広報配付棚へ自治会ごとに指示した部数を入れること。
仕分け方法	・毎月、秋田県情報公開センターから輸送される秋田県広報紙及び秋田県議会広報紙を自治会世帯数ごとに仕分けること。 ・自治会の世帯数は、毎月変動があるため、広報配付日の概ね5日前に発行される配付ラベルに記載された世帯数をもとにすること。 ・ラベルは、市民共働課共働推進班から直接受け取ること。 ・仕分けの方法は、原則としてクラフト紙等を使った全面梱包とすること。ただし、持ち運びの際に広報の束が崩れないようであれば、带状にした紙で中央を縛ってもよい。なお、極度に薄い紙は簡単に破れるおそれがあるため、使用しないこと。
梱 包 封 筒	梱包に必要な封筒や包装紙、テープ等の費用は、契約金額に含めるものとする。
納 入 期 限	鹿角市が別途指定する広報配付日の前日とする。
専 任 者	仕分け業務に専任者を配置し、常時連絡が取れる体制をとらなければならない。
そ の 他	余りの部数は、梱包して政策企画課政策推進班へ届けること。